



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市斐町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.6.19 No. 3236

順次採用は雇用登職 公平におこなれ!

予科生! 55.57

動労千葉本部は、機会あるごとに「士職登用は採用年次順に公平に行うべきだ」「五五年―五七年予科生を、ただちに士職に登用せよ」と強く申し入れてきた。

しかし、JR当局千葉支社は、われわれの当然の要求に耳をかさず「動労千葉・国労だからという理由で不当な差別登用を行ってきたのである。こうした当局を弾劾し、予科生の運転士への登用をかちとるために、本年三月六日「地労委申し立て」を行い、その第一回調査が六月二一日一六時から開催されることとなった。全組合員は、予科生を包み、当局の不当性を暴ききるため、がんばろう!

第一回調査に結集を!



予科生の運転士登用差別 地労委を暴ききる

621 千葉地労委
★六月二十日 15時30分
★本千葉駅改札口集

もう許せな
い!
当局の差別
登用

◇JR当局は、JR総連の要求を全面的に受け入れ、昨年一月にJR総

― 請求する救済の内容 ―
被申立人は、申立人組合所属組合員を一九八九年一月二二日付けで、運転士に発令したものと取り扱い、直ちに運転士として、就労させなければならぬ。

連の組合員七名のみを運転士に登用し、京葉運輸区に配属した。
◇同時期に行った、予科生を対象とした車掌試験においても、合格者一四名中八名がJR総連の組合員という、明らかな組合差別を強行したのである。

こうした当局に対し、動労千葉は抗議と再度の申し入れを行ったが、千葉支社はまともに反論できず、苦しまぎれに:

「採用年次など国鉄時代であり、今は関係ない。任用の基準に基づいて会社判断する」と開き直る。「任用の基準」をふりかざせば差別・選別も自由自在と言わんばかりである。こんなデタラメをいつまでも続けさせてはならない。

士職登用を
工サに△云社
の奴隷化(←JR総連)を
強制

国鉄当局、JR当局は「三年経てば運転士として登用する」として予科生を「動労千葉・国労組合員である」という理由で、運転士本科の入学試験や運転士見習い発令に

おいても「動労千葉や国労をやめろ」「JR総連に入れ」と差別攻撃、組合切り崩し攻撃を加え、駅や売店への強制配転を繰り返してきた。
われわれは、当局の不当を断じて許さない!
そして、こうした攻撃に屈服し、仲間を裏切り会社の奴隷になりさがった者を、断じて許すわけにはいかない!

地労委闘争の開始は、こうした者への徹底弾劾の開始でもある。
当局とJR総連が結託した異常な差別、強権的経営姿勢を打破しよう!
予科生の運転士への早期登用をかちとろう!
全ての強制配転者の原職復帰を闘いとう!

協同 千葉労働者 大会 綱領地結団



日時 7月1日 9時

場所 一松海岸

(JR千葉駅下車、徒歩15分)
(一松海岸駅下車、徒歩15分)